

国民健康保険

こんな給付が受けられます

国民健康保険に加入している皆さんがけがや病気で医者にかかったとき、また出産したり死亡したりしたとき、次のような保険給付が受けられます。

保険証の提示で医療費の支払いが一部に

療養の給付

病院などで保険証を提示すれば、医療費の一部を支払うだけで、残りは国保が負担します。ただし、年齢などにより自己負担割合が異なります。

- 義務教育(小学校)就学前…2割
- 義務教育就学後70歳未満の人…3割
- 70歳以上の人…1割(一定以上所得者は3割)



後で払い戻しが受けられます

療養費の支給

次のような場合、書類と印鑑を持って保険年金課に申請してください。国保が審査決定し、自己負担分を除いた額が後日払い戻されます。

【ケース①】急病でやむを得ず保険証を持たずに自費診療で病院にかかった場合

【書類】病院などに支払った費用の領収書・診療報酬明細書

【ケース②】医師の指示で、あんま・はり・きゅう・マッサージを受けたり、骨折やねんざで柔道整復師の施術を受けたりした場合(ただし、受領委任を受けている柔道整復師については一部負担金で施術が受けられるので除く)

【書類】医師の同意書・施術料金領収明細書

【ケース③】手術などで生血により輸血を受けたり、医師の指示でコルセットやギプスなどの補装具を着けたりした場合

【書類】医師の意見書・領収書

【ケース④】海外渡航中に医者にかかった場合(日本国内の保険診療として認められた治療)

【書類】診療内容明細書・領収明細書・日本語訳文

移送費の支給

移動が困難な被保険者が、医師の指示により緊急に必要な医療の提供を受けるために、医療機関に移送される場合に支給されます。

【書類】医師の意見書・領収書

出産や死亡したときにも

出産育児一時金の支給

被保険者が出産したとき、出産育児一時金が35万円支給されます。

葬祭費の支給

被保険者が死亡したとき、葬祭を行った人に葬祭費が5万円支給されます。

支払った医療費が高額になったら

高額療養費の支給

医療費が高額になり、負担した額が一定限度を超えると、その超えた分を国保が支給します。該当者には治療を受けた月から2カ月後に文書でお知らせします。

こんなときにはご注意を

第三者行為

交通事故など第三者の行為によって、けがや病気をしたとき国保で医療を受けるときは必ず事前に保険年金課に連絡し、第三者行為による傷病届を提出してください。

給付が受けられないケース

健康診断・美容整形など病気とみなされないもの、業務上のけがや病気、けんかによるけがなどは給付が受けられません。